

**平成29年度**

**第 10回 佐々町農業委員会総会議事録**

平成30年1月26日（金）

佐々町農業委員会

平成30年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年1月26日(金)午後1時30分  
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室  
 3. 開 会 平成30年1月26日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
15	森田 謙介 君	16	林 勇作 君	17	湯村 速雄 君
18	筒井 浩一 君	19	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）について

報告第2号 一時転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

### (4) 審議事項

第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第43号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第44号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第45号議案 非農地通知について

第46号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）

### (5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 2月定例会および農地利用最適化推進会議の日程について

③ その他

事務局長（金子 剛君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成29年度 第10回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さんこんにちは。今日は寒い中、皆さんご出席いただきありがとうございますございました。29年度第10回の佐々町農業委員会総会ということで、ご案内申しあげましたところ、お忙しい中、また、寒い中、お一人寶持委員が所用のため欠席のようです。その他全員おそろいできますことをまずもってお礼申しあげたいと思います。このところ、第二の寒波と申しますか、今週に入ってから非常に気温が低く寒い日が続いております。今週で終わるんだろうと想像していたら、今月いっぱいこの寒さは続きそうな感じがします。それぞれご心配な点があるかと思いますが、水道管の凍結まではまだなっていないなど安心しているところですが、皆さん風邪には十分注意されながら、健康に留意していただきたいということを申しあげておきたいと思います。今日はご承知のように県下一周駅伝で、初日でスタートということで行われます。非常に寒い中、選手は大変だなど思っているところでもあります。ここを通過するのが2時ごろのようです。選手たちが熱走する

ことだろうと思います。また、知事選も始まります。選挙中で4日が投開票となっておりますけども、これにつきましても、一番寒い中での選挙ということで大変だなど思っているところでもありますけども、皆さま、棄権のないように投票いただければなど思っております。今日の案件は少ないように思いますが、極めて重要な案件がでておりますので、慎重審議いただきまして、皆さん方の承認をいただければ幸いかなと思っておりますので、最後までご協力くださいますようによろしくお願い申しあげます。これで会長挨拶といたします。本日はよろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員12名、1名 寶持委員が欠席でございます。推進委員5名の出席で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。それから、書記の上野が出張ということで欠席をさせていただいております。それでは、佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号2番 吉野委員、議席番号3番 濱野 努委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）についてでございます。これについては、局長と私が参加しておりますが、私の方から報告させていただきます。この報告につきましては、皆さん方には資料はございませんので、口頭で要点のみお話ししたいと思います。なお、会議の資料につきましては、事務局に置いてありますので後もってご覧いただければ幸いかなと思ひます。1月18日木曜日に1時半から5時まで長崎市の長崎ワシントンホテルで行われました。金子局長と2人出席させていただきました。21市町の農業委員会の会長21人と、事務局長21人合わせて42人、県の方から4名と、関係機関からそれぞれ出席されてみっちり5時まで会議がありました。会議内容を簡単に申しあげますと、前会長も十分ご承知のとおり、後期ということですから年に3回で、3回目になります。年間を通してのまとめと進捗状況が報告されたわけでもありますけども、平成29年度の農業会議の活動の進捗状況と、年度末の対策。それから、情報提供推進事業の進捗状況、女性農業委員の登用促進及び、活動の支援。農地利用最適化に関する意見の取りまとめの報告をいただきました。また、平成30年度に向けての農林予算、特に農業委員会の概要

説明、農地中間管理事業の荒廃地対策についてということで、それぞれの機関からの説明をいただいた次第です。最後の方に共済組合の方から連合会から収入保険の推進についてということでの説明もいただいた次第です。また、事例研修としまして、鹿児島県のいちき串木野市の農業委員会の事務局長がお見えになって事例報告がございました。これについて非常に関心を持ったのですが、参加者の皆さんからも大いに関心が高かったと思います。事例報告の中で、これだけは十分印象に残りました。このことについては後もって報告したいなと思っておりますけども、以上の状況の中で進められまして、有意義な会議だったと思っております。その中でかいつまんで申しあげます。まず、各市町の農業委員会の体制というものが12月末でだいたい鮮明になってきております。少し報告しますと、現時点の農業委員会の構成ですね。県下で農業委員の数が408名、うち女性の農業委員が42名、推進委員が285名、そのうち7名が女性ですね。合わせて693名の構成となっております。女性は合わせて49名ということです。ちなみに奄岐市が一番多くて、59名、うち2名が女性ということです。少ない方からいきますと、時津町が14名に女性が1人。小値賀町と佐々町は18人体制で下から2番目の小さな農業委員会の構成となっております。県北の5市町を申しあげますと、佐世保市は37名に、うち女性が1名ですね。小値賀町が18名に、うち3名。佐々町が18名に、うち2名ということですね。平戸市がまだ現行体制で新体制は整っておりません。2月28日までで大方決まるということです。平戸市が農業委員19名に対し推進委員が18名の37名。松浦市が3月31日までで、それ以降に新体制となるようで、同じく、農業委員19名、推進委員18名、合わせて37名という状況下になっております。ちなみに平戸市と松浦市、雲仙市と南島原市が現行体制で、新体制になっていないという状況でございます。そういうことで県内の体制を報告させていただきました。参考までに、皆さん方ご存じのとおり、認定農業者が全国で50%を超えました、農業委員の数が18,676人の中で51%ですので、9,572名が認定農業者ということです。これまでは29%だったのが51%になったということですね。最適化推進委員さんが13,713人、農業委員さんが27,527人、合わせて41,240人となっているようですので、ついでに皆さんにお知らせしておきたいと思います。次に、申しあげましたように県の会議におきましては、それぞれ実績なり、数字を21市町すべて一覧表にして比較されるようになっておりまして、それぞれの分野で報告がなされております。これもかいつまんで申しあげますと、農地集積です。これにつきましては1,728.4ヘクタール、1,326ヘクタールに対して30%の実績が出ているようです。適正な非農地処理につきましては、2,756ヘクタールに対して637.5ヘクタールということで23%

の実績になっているようですね。それから、農業者年金です。これにつきましては105人に対して65人。61.9%の達成率となっているようです。農業新聞につきましては2,740人に対して、2,623人ということです。これにつきましては95.7%ということになっているようです。これは県下の状況です。ちなみに佐々町の方は今日の日程の中で、最後の方にありますのでそのときに触れさせていただきたいと思います。佐々町の農地集積、遊休農地、非農地処理、全国農業新聞かれこれについての佐々町だけを申しあげますと、農地集積につきましては18ヘクタールに対して22.3%の実績として、123.9%というかたちで実績が残っておりますね。それから、遊休農地の解消につきましては168%、5ヘクタールに対して8.4%ということで掲げてあります。非農地処理につきましては9反ということですので10%の実績ですね。先ほど申しあげました年金につきましては、一人に対して0%で、達成ができておりません。全国農業新聞につきましては25に対して22ということで88%ですね。この委員の中での実績としまして、18名のうち12名ということで66.7%ということですので、ぜひとも農業委員としての必携でもありますので、情報を収集するためにも勉強になりますので、強制はしませんけども、あと6人の方どうぞ、全員購読いただきますようにこの場をお借りしてお願いしたいと思います。農業者年金の方もですがどうぞお願いしたいと思います。ちなみに、年金は3月9日までに達成しないと次年度になってしまいますので、3月9日までにお願いしたいと思います。年金推進部長さん、副部長さん、よろしく申し上げます。次に、中間管理事業の実績を報告します。佐々町の場合です。現在29年度までですね。27年度が4ヘクタール、28年度が11ヘクタール、29年度が3ヘクタール、合わせて18ヘクタールという達成率になっております。県下では一番大きいところを申しあげます。雲仙市が867ヘクタールという実績ですね。ものすごい数字だと思います。佐々町が18ヘクタールですので順位では県内で18番目としてあります。参考までに、色々な事業につきましては各21市町は必ず比較してあるということですので、皆さんにはご尽力いただきたいなと思っているところです。まだ色々ありますけども最後に、申しあげましたように、いちき串木野市の農業委員会の事例発表があったんですけども、ここは鹿児島県の鹿児島市より西の方になるところで、いちき串木野市というところは市来町と串木野市と合併してこの名前になっているようですけども、この中が、簡単に構成を見ますと12人の農業委員さんと3人の推進委員さんで、4人に1人当たりの推進委員さんを当てて5人で編成をしながら3つの班に分かれて最適化推進委員としての業務をされているところでありまして、月に一回班長会をしながら、その地区ごとに話し合いながら、末端の農業者さんと一緒に色々調査

をしながら進められているということの実態の報告だったわけです。これが非常に効果があがっているようで、その一つとして、中に入ってすることによって皆さんからの意見が非常にしやすいということと、農業委員さんと十分話し合いをしながら連携をとって進めておられるということでした。こういう会議であったら、皆さんそうだと思いますけども意見を言おうとしても言えない状況が出たりしますし、佐々町は今始まった次第でありますけども、上下関係も何も考えずにありのままの話ができるという体制ができているということで、ちなみにここは4月から新体制になったそうですけども、全国から注目を浴びているようでございます。会長さんは年配で78歳ということですが、副会長がうちでは代理に当りますけども、女性の方で64歳で連携を組みながらやっておられるような状況の報告もありまして、非常にここは先進地のようなかたちで進んでいるところでございます。ややもすればそこに研修に行くならすごく為になるなという感じも受けました。おそらく、ものすごく実績が出ているという状況の中で農業会議の方もこちらに事例発表の依頼をして、お出でになったと思います。申し遅れましたけども、その方が、いちき申木野市の農業委員会事務局長で、この人がものすごくやり手なんですね。すべて色々な問題を開拓してこられて、非農地化につきましても進言しながら、今、非農地化を認めて農業委員会で進めなさいという傾向にありますけども、これも一つのきっかけとして事務局長さんの提案が生きてきたんだろうということでございます。後で懇親会の席でもご挨拶をしましたが、非常に気さくな方でした。皆さんが注目したいような農業委員会でしたので、機会があれば皆さんも一緒に研修に行きたいなという気もしております。今後、非常に参考になるかと思しますので、詳しくは資料がありますので2月の推進会議、勉強会の時にもう少し詳しく示したいなと思っておりますので、今日は、この辺で会議の報告を終わらせていただきます。何か皆さん方からございましたら、資料もございましたのでお答えしたいと思いますがいかがでしょうか。ないようでしたら、報告第1号の局長・事務局長会議の報告を終わらせていただきます。次に、報告第2号 一時転用届出書について、事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。資料の1ページをお願いします。朗読説明をいたします。報告第2号 一時転用届出書。借人が佐々町役場建設課 建設課課長 ○○ ○○。貸人が佐々町野寄免 ●● ●●となっております。この一時転用の目的でございますけども、平成29年度の町道野寄線道路改良工事2工区（その1）を施工するにあたり、関係住民の駐車場として使用するためということでございます。施工業者は株式会社 △△△ 佐々営業所。施工の場所でございますけども、佐々町野寄免。地目 田。地積1,333㎡うち一時転用面積が138㎡となっております。

す。工事期間につきましては許可日から平成30年3月31日まででございます。  
2ページをお願いいたします。申請の場所でございますけども、てらさき歯科を曲がって、町道神田線を直線に行きますと、エムアイ興産が左手にあると思うんですが、そこのちょっと先を右に野寄の方に上る道ですね。その途中でございます。4ページをお願いいたします。上りあがりまして、ピンクで示しています138㎡。ここが駐車場の申請地となっております。5ページをお願いいたします。確約書を付けさせていただいております。工事完了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤永 九市君）ただ今、第2号の説明が終わりました。これについて皆さん方から何か質問はございませんか。ないようでございますので次に移りたいと思います。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。6ページをお願いいたします。朗読説明いたします。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書でございます。通知者 賃貸人 ○○ ○○。賃借人 ●● ●●。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということで通知書が出ております。土地の所在でございますけども、中川原免字中川原。地目 台帳・現況ともに田でございます。面積が537㎡でございます。5番の解約の申入れをした日でございますけども、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日ともに平成29年12月27日となっております。この理由につきましては、あっせんによる売買のための合意解約となっております。7ページをお願いいたします。農地賃貸借契約合意解約書を添付しております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。報告第3号の説明が終わりました。何か質問等ございませんか。13番。

13番（坂口 隆英君）13番。この件は去年の12月26日の総会の時に売買によるあっせんということでしてございましたけども、登記かれこれを今年1月になってからするということになってございましたけども、その件は進んでいるんでしょうか。事務局にお尋ねします。

議長（藤永 九市君）事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。この登記につきましては1月の18日でしたか、法務局の方に行きまして登記は完了しております。

議長（藤永 九市君）13番。

13番（坂口 隆英君）13番。登記かれこれというのは●●さん本人にも渡っているんでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。いま連絡を取っております、渡すように予定はしております。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。ないようでしたらこの件につきましてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。次に移りたいと思います。

日程（４）審議事項に入ります。第４２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。９ページをお願いいたします。第４２号議案の朗読説明をいたします。農地法第５条第１項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 佐世保市赤崎町 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○（建設業）。譲渡人でございます。東京都新宿区 ●● ●●（無職）。農地の所在でございます。羽須和免字牧崎でございます。地目が台帳・現況ともに畑。面積 215㎡でございます。転用の目的は専用住宅。施設 住宅１棟。建築床面積が 66.24㎡でございます。耕作者はなし。休耕地となっております。申請の理由でございますが、専用住宅の建設のためということで、備考欄に建売と書いていますけれども、建売住宅の二階建てでございます。本来ならば土地計画区域が未線引きとなっておりますので、宅地造成だけの農地の転用は出来ませんけれども、建売は出来るというふうになっております。10ページでございます。許可申請書の写しを付けております。11ページが登記簿謄本を添付しております。12ページに申請地ですね。場所につきましては、中央海岸線にセブンイレブンがございますけれども、そこから新町の方に行きまして、△△ △△さんの家の前から上るんですが、上まで行くと里町内会の▲▲ ▲▲さんの家がございます。そこに上る途中の中間ぐらいに申請地がございます。13ページ、14ページが現況写真です。15ページでございますが調査図を付けておりますけれども、先ほど差し替えの地籍図ですね。これを差し替えるようにいたしております。16ページでございます。事業計画書を添付しておりますけれども、6の（２）公道の幅員となっておりますけれども、2.7mが幅員となっております。17ページの図を見enいただきますと、左上の方に既設側溝への放流と書いてありますけれども、その下に点線がありますが、その上が2.7mの幅員でございます。その下に2000と赤で書いてありますが、2mセットバックして駐車場と建売住宅というような予定をされております。936-1が横にあると思えますけれども、ここは、地目は原野ですので申請地ではございませんがこの一部も庭と、家庭菜園として利用するという報告を受けております。18ページでございます。1階と2階の平面図を添付しております。19ページに立面図を添付しております。20ページをお願いいたします。被害防除計画書です。申請地の造成計画の

内容ですけれども、切土を最高2m、最低1m行って建設をするということ。(2)上記に伴う被害防除措置でございますが、擁壁を設けて法面の保護をするという計画でございます。②でございますが、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置でございますが、下の方に被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由ということで記載してありますけれども、木造2階建てで最高が7.607mの小規模の住宅のため問題はないということでございます。③の排水計画です。雨水排水につきましては水路放流を予定されております。汚水生活雑排水につきましては合併浄化槽を予定されております。(4)の放流先については道路側溝を予定されております。いま、この件につきましては業者と協議中のところがございまして、17ページの図面にお戻りください。グリーンで浄化槽と書いてありますけれども、ここに浄化槽の5人槽の溜樹を予定されておまして、青の点線で書かれてあるところの丸のしるしが雨水の溜樹で4か所あります。浄化槽のグリーンの矢印の末端のところは水路になっているんですが、今までは自然の雨水だけだったんですけれども、今度、家が建つことによってこの雨水と、もう一つ上に畑があるんですけれどもその雨水等が一気に流れ込むという懸念がされておまして、現在、18cmの小さいU字溝が入っているんですけれども、もっと下に行けば24cm、30cmという大きなU字溝が入っているわけなんですけれども、この水路が18cmという小さい水路なので処理能力がないんじゃないかということで協議をしている状況でございます。この水路を使って排水した時に排水先が下の羽須和川に流すということで、42号議案の追加資料に承諾書として大新田水利組合の□□ □さんより承諾書をいただいているわけでありまして、条件としては合併浄化槽の法定点検、保守点検及び清掃等の維持管理を適切に行うことということで条件を付けさせていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局より説明が終わりました。これより地元委員の補足説明をお願いいたします。8番。

8番（池田 邦義）8番。今、事務局から説明がありましたように、地元委員として補足と、疑問点等を皆様にお知らせして、その結果を皆様で議論いただいて結果を待ちたいと思うんですけれども、第一に浄化槽ですけれども被害防除計画書の排水計画ですね。(1)が水路放流。(2)(3)が合併浄化槽、(4)が道路側溝ということになってますけれども、すべてが水路放流なんですね。17ページの図面を見ていただくと分かるように、すべてが水路放流。今、局長がおっしゃるように18cmの水路では、とてもではないが雨量としては吐ききれない状況ですね。この側溝がですね、12ページの申請地から右側の道路の方に側溝があるわけですね。羽須和川まで。ところがこの側溝が個人の所有地なんですよ。△△ △△さんの所有地の中に

側溝が入っているわけですね。里道を通るなら別に側溝は利用しなくて、個人の側溝を利用する形になるわけです。そこら辺を皆さんで協議していただいて、里道に新しく側溝を設けるのがいいのか、それとも、下の△△ △△さんのイチゴの苗等の畑地があるわけですね。そこら辺にあふれ出るんじゃないかなという懸念があるわけですよ。それと、末端の羽須和川に出るところも溜枳があるんですけども、現地を通られる方があれば見ていただければ、羽須和川に落ちる水路、土羽が30cmぐらいの大きな溜枳があるんですよ。この水が一気に流れてきた場合、水路を拡張してもその先がオーバーフローするんじゃないかなという心配はあります。そこら辺を〇〇〇〇さんと話をさせていただかないと、転用は問題ないんですけども、水路放流だけですね。我々が懸念するところを皆さんでご議論いただいて、結果を待ちたいと思います。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明に引き続いて、地元農業委員さんに補足説明をいただきました。また、立会い等に何回もお世話をいただいたことに感謝を申しあげたいと思います。以上、説明をいただきましたけども、これより、皆さま方からのご質問等をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。  
3番。

3番（濱野 努君）3番。先ほどの水の件ですけども、役場建設課とは当然話をされていると思いますが、その辺はどうだったんでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。上るところが里道になっておりまして、当然、建設課とは現場立会いをいたしております。先ほど、池田委員が言われたとおり、上から下にくだっけてきている水路があるんですけども、上からの部分が私有地で△△ △△さんの水路にもなっておりますし、航空写真で見たら分かるんですけども、△△ △△さんの家の前を通って、羽須和川に行く途中は、町道に入ったり里道に入ったり色々しているわけですね。その辺は建設課も把握をいたしております、里道の一部使って水路を作るというのであれば、建設課の方に申請をしなければいけないということで確認はとっております。以上です。

議長（藤永 九市君）他にご質問はございませんでしょうか。17番 湯村推進委員。

17番（湯村 速雄君）17番。ここは下水道区域に入っていないんでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。おっしゃるとおり、下水道区域に入っております。ただ、それも水道課と現場立会いをいたしております。ちょうど上る途中に本管がきているわけですね。そこから上に20mぐらい上るんですけども、そこまで本管を通すとかなりの金額がかかるわけです。本管は町の負担になりますので。ただ、そ

こが10戸とか多ければ通す必要があるんですけども、1戸のために多額の金額は予算がないということで、水道課の方が浄化槽でお願いしますというようなかたちで指導をしているような状況です。上りあがった、▲▲ ▲▲さんの家の前のところにも本管がきているんですけども、そこも同じ条件ですよね。申請地まで引っ張れば多額の金額がかかるということで、浄化槽でお願いしますということでした。

( 私語あり )

議長(藤永 九市君)ただ今の説明でよろしいでしょうか。非常に予算がかかるというような条件のようですね。従って合併浄化槽を進められたという経緯があるそうです。この件につきまして他にご質問はありませんか。12番。

12番(吉永 勝彦君)12番。今、△△ △△本人が入院中で、△△ ○○が代理で話を聞いているんですけども、自宅の中に排水があるのに、雨水と浄化水を入れられるのは困ると。そういう話は聞いていないということをおっしゃっていました。そういったことをしてもらえないのなら、隣地承諾も取りやめたいということをおっしゃっていました。承諾書を一応提出しているんですけども、その話を含めての話ではないということをお聞きしております。22ページになります。元々この地形は住宅が建つような地形ではなかったもので、しっかりした排水溝がないんですよ。雨水、浄化水を吐ききれのようなことを前提にしていないからですね。そこをまずはっきりしてほしいということでお話を聞いております。すべて、敷地から川に落ちる段階までがうちの敷地内に入っているもので、そこは言うておきたいと言っておられました。

議長(藤永 九市君)ありがとうございます。ただ今のお話はお分かりでしょうか。実は、12番委員さんは農業委員でもありますし、関係者でもありまして、あえて地元委員の説明は、身内にかかわる部分は遠慮しなければならないものですから、池田委員さんが地元委員として説明をいただいたわけでありまして、実情の話をなさったと思います。この申請を受けてされることにつきましては本人ではなくてお父さんの立場であがってきております。今、おっしゃいましたように承諾書もあがってきているわけですけども、非常に納得できないようなお話をいただいたわけですけども、いかがいたしましょうか。重要な案件でもありますし、当事者もおられますので、ここで一旦、暫時休憩といたします。休憩の中で色々お話をいただきながら整理がつかまりましたら会議を再開したいと思いますので、暫時休憩といたします。

(休 憩 午後 2時20分)

(会議再開 午後 2時40分)

議長(藤永 九市君)会を再開します。第42号議案の農地法第5条第1項の規定による許可申請書につきましては、休憩中に皆さん方のご意見等をいただきましたけど

も、転用申請については何も問題はないようなのですが、雨水排水対策の件につきまして隣地に対する農地に及ぼす影響があるような感じであります。そういったことから対策に不十分でありますので、今回の会議の場では採決は出来ないような気がいたします。よって、次期2月の総会に再度、継続審議として参りたいと思いますが、皆さま方いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり ) ありがとうございます。そういったことですので、これは持ち越しまして、次回の総会に継続審議としていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。次に、第43号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。あと、44号議案の農用地利用配分計画(案)の承認についても関連がありますので、一括上程としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり ) ありがとうございます。43号、44号議案を一括上程といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長(金子 剛君)事務局。27ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第43号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。28ページをお願いいたします。ここで〇〇 〇〇さんから4筆の取下げの申し出が出ておりますので、今回、差し替えをさせていただいております。28ページの地番をご覧ください。上から3段目、大茂免字路木、田、1, 249㎡。同じく大茂免字路木、畑、652㎡。大茂免字壺銭替、畑、220㎡。同じく大茂免字壺銭替、畑、56㎡、この4筆が取下げの申し出が出ております。この理由といたしましては、農業用施設を建設したいという理由で取下げが出ております。31ページをお願いいたします。右上の総合計をご覧ください。田の筆数が30となっておりますけれども、29筆です。面積が40, 327㎡となっております。畑が36筆、36, 944㎡、合計 65筆、77, 271㎡、件数は5件です。それから32ページです。朗読説明をいたします。第44号議案 農用地利用配分計画(案)の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画(案)を定めたいので、本委員会の承認を求めます。33ページをお願いします。こちら先ほどの4筆が取下げとなります。これは配分の計画でございまして、貸し手農家については長崎県の農業振興公社となって、借り手農家については、〇〇 〇〇さんですね。●● ●●さんもございましたが、●●さんの分も〇〇 〇〇さんが借りて耕作されるということになります。それから、34ページの2番の借り手が△△ △さん、3番が▲▲ ▲▲さん、4番が計画では□□ □□さん、お父さんの名前になっております

が、借り手の方は子供さんの□□ ■■さんになっております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。43号、44号につきまして皆さま方のご意見、ご質問がございましたらお受けします。何かございませんか。ないようでしたら、採決を行いたいと思います。第43号議案 農用地利用集積計画の承認について、賛成と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。次に第44号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について賛成と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全員一致でそれぞれ承認いただきました。これにつきましては長崎県農業振興公社へ計画書を提出することといたします。次に移りたいと思います。第45号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。36ページをお開きください。第45号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおり37ページをお開きください。一番左の連番ですけれども、平成25年度からやってまいりました非農地の連番になっております。今回は1068番から始まっておりまして、39ページの最後は1197番でございます。これは毎年、皆さんが農地パトロールをされて利用状況調査をしていただきまして、B判定となったところをあげさせていただいております。一旦、こういった形で所有者の方、相続人の方に文書で案内をしております。農地として利用される方には連絡をくださいというふうにお伝えをしております。農地として利用されないという方につきましては、連絡はしなくていいですよという文書を送っております。今年度の非農地の判断の案件については39ページの内訳をご覧ください。田が40筆 37, 580㎡、畑90筆 46, 908㎡、計130筆 84, 488㎡となっております。この分に関しましては後ろの方に航空写真を用意しておりますので、皆さんで確認をしていただけたらと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局の方から説明が終わりました。ご説明のとおり判断対象のリストをご覧になられたと思います。航空写真がありますので、それぞれ地元の皆さんで検討していただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。休憩の中で、皆さんでご検討いただければと思います。

（休 憩 午後 2時52分）

（会議再開 午後 3時15分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。休憩中に航空写真と、対象者リストと照合しながらご検討されたと思います。この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思っております。何かございませんか。5番。

5番（築城 武美君）5番。今回の対象者リストを見ているんですが、パトロールをした時に、結果的には道路になっている農地が結構あったんですが、この分は載っていないものがあるんですが、これはチェックがあって載せていないのか、去年の8月にパトロールをした結果、B判定としたものをあげたというふうに聞いたんですが、回ってみると道路になっているところがいくつもあったんですけども、ひとつは公衆用道路が農地のままになっているというのがいくつもあったんですけどもなぜ、今回あがってきていないのかなと思いました。もう一つは違う観点からですが、農地を非農地にした時、町は課税はどういう取り扱いをしているのでしょうか。農地ではないとすれば合筆なのかどうなのか、町の財政上は農地のままの方が税金が高いのか、どうなのかということをお尋ねしたいと思います。参考のために聞きたいと思います。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。今の質問は皆さん、お分かりだと思います。この判定につきましては、皆さんのパトロールを元に、リストとしてあがってきたものでありますが、その中で道があったりとか、その後の税の関係についてですね重要な質問をいただいたわけでありまして。会長の立場でこうだとは言えませんが、事務局としてはどうでしょうか。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。私も今、はっきりしたことは言えませんが、まず、非農地の課税についてでございます。これは地目変更を非農地等で証明していただいて、法務局の方で地目変更をしていただくんですけども、その場合、地目は原野もしくは山林の地目に変更していただくというような手続きになっております。そこで農地と原野、山林が課税がだいたい一緒ぐらいではないかなと私では思うんですが、それは確認をさせていただいて、また報告をさせていただきたいと思います。それと、農地が道路化しているという件につきましても後もって報告をさせていただきたいと思います。

議長（藤永 九市君）5番委員さん、それでよろしいでしょうか。重要なことですので、ありがとうございました。他に、この件についてありませんか。ないようでしたら、この件につきましてお諮りをしたいと思います。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。宅地化されている農地に関してはB判定というふうに同じように判断するんですかね。現に農地の一部が宅地化されている部分に関しては、非農地判定を出すような形になるんですかね。（私語あり）

議長（藤永 九市君）13番。

13番（坂口 隆英君）13番。これですね、私も見たんですよ。一部、倉庫が建っているんですね。私もここは、前から倉庫が建っていたので分からなかったんですよ。（私語あり）

議長（藤永 九市君） 5 番。

5 番（築城 武美君） 5 番。今の宅地のような例は回っているといくつかありました。

例えば、100㎡あるとしてそのうちの70㎡ぐらいが造成をされて倉庫が建っている。しかし、残りの30㎡ぐらいが畑が残っている。これはどういう判定をするのかということ、事務局には申しあげたことはあります。過去においてそれが放置されてきているということですね。私が回ったところでは、本人と会えたので、農業委員会から指導通知をすることがあるかもしれませんのでそのつもりでくださいねということを書いて帰ってきています。しかし、今回はあがっておりません。いろいろ議論をして方針を出さないといけないだろうと私は思っておりまして、今は言うつもりはありませんがそういったことがあったということをお伝えしておきます。

議長（藤永 九市君） ありがとうございます。貴重な意見を色々いただきました。

農地パトロールの中で色々な問題点が出てきたんだろうと思うんですけども、今後の取り扱いについてはどんなでしょうかね。8 番。

8 番（池田 邦義君） 8 番。その農地パトロールの時に、図面上はA判定、B判定とするんですけども、農地が転用で審議にあがっていても、許可がおりていてもそのまま、一覧には入っているんですよ。そういったのもあるんですよ。（私語あり）

議長（藤永 九市君） ありがとうございます。前任者の責任なのかどうなのか、転用された方の後の手続きができていいのかどうなのかということで、事務局の方で整理をしながら、この問題については次の機会に皆さんに報告をするということによろしいでしょうか。そういうことで、この案件につきましてお諮りをしたいと思います。第45号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、異議のない方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。いろいろありましたけども、ご承認いただきありがとうございます。この件につきまして、今後、所有者及び相続人の方に通知することといたします。この案件につきましては終わらせていただきます。ありがとうございます。次に46号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君） 事務局。41ページをお開きください。第46号議案の朗読説明をいたします。佐々町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）。平成30年1月26日 佐々町農業委員会。まず基本的な考え方ですけども、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけをされております。本町においても平坦地域と中山間地域が存在しておりましてそ

それぞれの地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められております。特に、中山間地域では有害鳥獣による被害が発生しております。耕作意欲の低下を引き起こす要因となっております。遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に取り組む必要があります。また、農地集積についても、経営農地が点在していることから、効率性を高めるためにも農地中間管理事業を活用した農地の集約化について取り組んでいく必要があります。以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めております。なお、この指針につきましては、必要に応じて見直すこととし、また、3年ごとの検証・見直しを行うこととなっております。第2ですが、具体的な目標と推進方法でございます。

1. 遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地の解消目標ですけれども、現状で管内の農地面積が464ヘクタール。それに対して遊休農地が35.9ヘクタール。割合としては7.7%。2年後の目標としては農地面積が430ヘクタールに対して、25ヘクタールの遊休農地面積で、割合として5.8%。次に、最終年度の目標として、平成32年度末の目標ですが、これは長崎県の目標を使わせていただいております。管内の農地面積が320ヘクタール、遊休農地面積が15ヘクタール、割合が3.6%という目標を掲げさせていただいております。(2)の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法でございます。①利用状況調査と利用意向調査を確実に実施し、中間管理機構との連携によって農地の利用関係の調整を図る。②遊休農地及び遊休農地となる恐れのある農地について、随時農地パトロールを実施し、必要に応じて相談・指導を行い、早期の解消を目指すということです。次に2. 担い手への農地利用集積・集約化についてでございます。(1) 担い手への農地利用集積目標。現状、管内の農地面積が464ヘクタール。集積面積が77.5ヘクタール。集積率が16.7%。2年後、430ヘクタールに対して、149ヘクタールの集積面積、集積率が34.7%。最終目標がこれも長崎県の目標を使わせていただいております。420ヘクタールに対して、167ヘクタールの集積面積、39.8%の集積率となっております。(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法。①農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、それぞれの農業者の医師と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。②農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協、集落等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。3番でございます。これは新規参入の促進目標でございます。まず、現状が個人、法人ともに0でございます。2年後の目

標が、個人が4人、法人が1法人。最終目標ですが、個人が10人、法人が2法人。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法 ①関係機関との連携、また、農業人フェアへの参加等により、新規就農者情報の収集に努め、移住を含めた就農の受入とフォローアップ体制を整備する。②農業後継者(親元就農者)への支援体制を整備するという指針をあげさせていただいております。以上です。

議長(藤永 九市君)ただ今、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)ということで事務局より朗読説明をしていただきました。これにつきまして、12月の定例会にもお示しいたしました。期間を置いて検討していただくということも申しあげてあったと思いますけども、今回ここに改めてご提案申しあげる次第です。これにつきまして、皆さま方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。17番。

17番(湯村 速雄君)17番。第2の(1)の表なんですけども面積は32年度までにはかなり減っていますよね。減った面積は非農地化することですかね。

議長(藤永 九市君)ただ今の質問の内容はお分かりですかね。事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局。減った面積は非農地の予定だと思いますけども、確認をさせていただきます。

議長(藤永 九市君)他にございませんか。ないようでしたら採決をいたしたいと思えます。第46号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、賛成させる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。承認することといたします。次に日程(5)に移ります。その他につきまして、事務局よりお願いします。事務局。

事務局長(金子 剛君)事務局。農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進ですけども、今年度は会長が申しましたとおり、1人加入があれば目標達成という状況でございます。農業新聞の購読につきましては本町が21なんですけども、目標が25人。まだ4人、ノルマが達成できておりません。今回、私と書記の上野が加入の予定はしておりますけども、あと2人というところまでは持っていけるのかなと思っております。以上です。

議長(藤永 九市君)新聞の場合は月700円で年間、8,400円となります。何回も申しますけども、我々、農業委員、推進委員にとっては貴重な情報誌でありますので、よろしくをお願いします。年金につきましては、再度申しあげますけども、推進部長さんと副部長さんが一緒になってお願いいたします。

事務局長(金子 剛君)事務局。次に、2月の定例会および農地利用最適化推進会議の日程について、先月の予定が2月23日だったんですが、議会の会議等が23日に入っておりますので、マイク等が借りられないものですから、2月22日で予定をさ

せていただきたいと思います。それから推進会議ですが2月16日（金曜日）に日程を設定させていただきたいと思います。今回は22日で少し早いんですけども、議案の発送が本当は3日前となっておりますけども、16日に五役会をするものですから、週明けの19日にしか発送ができない状況でございます。そのところを了承していただければと思います

議長（藤永 九市君）ただ今の定例会および推進会議の日程の変更ですけども、事務局からの提案です。そういった事情で変えたいということですので、皆さんご了解いただけますでしょうか。皆さんのご同意をいただいて決めていたわけですけども、こういったことが出てきますので、ご理解いただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）ありがとうございます。そういうことでどうぞよろしく願い申しあげます。それでは、二月先までの日程を決めますので、皆さんにご検討いただきたいと思います。3月の定例会と、推進会議を決めますが、参考のために20日から22日にかけては議会の予定です。25日が日曜日ですから26日が月曜になりますね。

（ 私語あり ）総会を26日で予定しましょうかね。午後1時半からです。推進会議は一週間前の19日はいかがでしょうか。推進委員の皆さんがメインですがいかがでしょうか。それでは19日でご了解いただけますかね。時間いかがでしょうか。午後6時半でよろしいですかね。五役会議を5時からということで予定したいと思います。変わる可能性もあるかもしれませんが、よろしく願います。次に行きたいと思います。その他ですが、視察研修についてもそろそろ日程等検討していかなければいけないなと思います。今までの慣例でいきますと3年に1回は2泊3日ということできてますが、今回がその年にあたります。申しあげましたとおり、農業委員会の体制が変わりまして、今までは高齢者中心で抵抗はなかったんですけども、今度は認定農業者及び成年者、女性もおられるということで、事情が変わってきましたからその点も十分鑑みながら視察場所、日程等も皆さんの意見を十分に尊重しながら決めていきたいと思っております。まだ、早いかもしれませんが、その他で提案しておきますのでご検討いただければと思います。予算等積み立てもありますので早めに決めていきたいと思っております。

（ 私語あり ） 暫時休憩といたします。

（ 休 憩 午後 3時52分 ）

（ 会議再開 午後 4時00分 ）

議長（藤永 九市君）会を再開します。ただ今の研修の件について、早すぎるかもしれませんが、基本的な考え方として皆さんにご検討いただきたいということで、話

を進めておりますけども、時期、場所等、2泊にするのか1泊にするのか皆さんの頭の中においていただくというかたちで、3月、4月頃までには意向を固めたいと思っておりますので、それに応じて事務局も準備を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。研修の件につきましてはこの辺で終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。他に何かありませんか。ないようでしたら、皆さんにご審議をいただきましたけども、すべて終わりのようでございます。最後に申しあげたいと思ひますが、今年一年始まったばかりであります。皆さん、新体制の中で良い半年をクリアする形になりました。それなりに皆さん方の考えもあられると思ひます。どうぞ、農業委員として、推進委員として、今後益々のご活躍をお祈りしながら、閉会をいたしたいと思ひます。よろしくご指導のほどお願ひ申しあげます。本日はありがとうございました。

( 閉 会 午後 4時05分 )

上記のとおり相違ありません。

会 長

藤永九市

会議録署名委員

吉野 裕

会議録署名委員

濱野 努